

上関町船舶運航事業経営戦略

～持続可能な船舶運航事業の経営を目指して～

令和8年3月

上 関 町

上関町船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 上関町

事 業 名 : 船舶運航

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	5	年 間 輸 送 人 員 数	9.0千人
営 業 航 路	13.1km	在 籍 船 舶 数	1隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	31年
年 間 運 航 キ 口	25.9千km	乗 船 効 率 * 1	3.1%

*1 乗船効率 = 延人キロ ÷ (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	令和1年7月1日	旅客運賃・手荷物運賃・小荷物運賃
実 施	令和1年10月1日	旅客運賃・手荷物運賃・小荷物運賃・貨物運賃

(3) 料金水準の検討

適切な料金収入を確保するための使用料となっているか検討している。令和6年度決算では、総費用に対する営業収益は、7.6%ほどしかなく料金について値上げの必要を感じる。今後は慎重に検討する必要がある。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※ 過去3年度分を記載	R4	2,830千円	R5	3,023千円	R6	2,839千円
収 益 的 収 支 比 率 ※ 過去3年度分を記載	R4	88.7%	R5	98.9%	R6	100.3%
純 損 益 (又 は 実 質 収 支) ※ 過去3年度分を記載	R4	489千円	R5	0千円	R6	101千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過去3年度分を記載	R4	0%	R5	0%	R6	0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

料金収入は、300万円前後にとどまっている。純損益は一般会計からの繰入金により保たれているので、資金不足には至っていない。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

利用者の推移について、10年後は高齢化が進み人口は1桁台になると予測される。そのため八島へ行く利用者も減少していくと考える。

数値の平均利用者数が年間9,800人前後だが、これは中学生の定期利用者数(室津～上関間)を含んでいるためである。中学生の平均が年間約6,200人となることから、一般利用者は平均して約3600人となる。

今後10年間のうちに中学生の定期利用者数は少子化により減少していくものと思われ、同じように一般利用者についても少しずつ減少していくと思われる。

(2) 料金収入の予測

中学生の定期券の収入は生徒数が減少傾向にあるため徐々に減少していくものと思われる。インバウンドの収入は見込めない。コロナの影響前の令和元年と比較して5年間で、料金収入が100万円減少している。この減少率のまま続くと10年後の料金収入は100万円台に減少する見通しである。

(3) 船舶更新時期の見通し

かみのせき丸の船齢は令和10年9月で34年となる。令和5年12月に主機のオーバーホールを行っていることからエンジンは令和10年～11年までは安定していると考えられる。

このことから、かみのせき丸の更新時期については、船齢35年を迎える令和11年頃までに八島～上関航路について航路や船の大きさなど、どのような形態が良いか検討する必要がある。

3. 経営の基本方針

当八島～上関航路は、八島島民にとっては本土への唯一の交通手段である。生活物資、郵便物、宅配物の輸送や通院、通勤、日常生活物資の買い物等、島民の基本的な生活確保のため必要不可欠な航路であるため、この航路を維持していかなくてはならない。そのためには、安全運航に努めること及び経営の健全化を図っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

航路の安全確保及び経費の削減を考え主機のオーバーホールを令和5年12月に実施した。今後修繕費及び燃料費の経費削減が図られ、事故対策の一因になり、安全・安定的な運航が図られる。

また、乗客が船の乗り降りに対して安全対策として手摺り付き歩板を設置し、高齢化している利用者の安全性に配慮している。さらに、空調設備が塩害の影響により故障したので、乗客が快適に利用できるように機器更新をした。

このように、令和5年度中に船舶主機のオーバーホールを行ったため、当面の投資的な経費は発生しない見込であるが、令和12年度に船体を更新する計画で費用を算出した。

②収支計画のうち財源についての説明

財源は、運賃収入、国・県の補助金及び町からの繰入金により運営している。島内人口が減少し、利用者も自然減が予測されるため、料金収入も減少する見込である。町としても自助努力で経費削減に務めるが、今後も国・県の補助金及び町の繰入金を充当し運営していきたい。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

臨時船員(会計年度任用職員)の人件費については給与改定が進んでおり徐々に上昇している。事務員についてはなるべく若い事務員を使い人件費を抑えている。

また、原油の高騰が長年続いており、現在も高騰している。価格が不安定であることから、入札を実施して燃料費の削減を図っている。今後とも経費削減に向けて取組んでいきたい。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

令和6年度決算において、2,839千円の運賃収入に対して、37,455千円の営業費用が必要となっている。毎年経費の削減に努めているが、航路欠損額解消には行き着かない。民間委託については、経費削減に結び付く見込みがない。

今後はSNSや町、観光協会のHP等を利用して、地勢的にも山口県で最南端に位置しており年を通じて比較的暖かい気候であるなど八島の魅力をPRしていく。

また、道の駅 上関海峡で「島旅」として紹介し、観光客に渡航してもらえよう働きかけることで旅客数の増加を図りたい。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度モニタリングを実施し、経営戦略体制をPDCAサイクルにより継続的に改善し、収支計画の向上を図る。また、5年に1回の頻度で経営戦略の見直しをする。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		(決算)	(決算見込)													
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)		37,556	38,865	40,337	41,873	43,477	45,152	46,901	89,746	91,655	93,649	95,733	97,910	
		(1) 営 業 収 益 (B)		2,840	2,668	2,653	2,492	2,342	2,200	2,067	1,942	1,824	1,714	1,610	1,512	
		ア 料 金 収 入		2,840	2,668	2,653	2,492	2,342	2,200	2,067	1,942	1,824	1,714	1,610	1,512	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益		34,716	36,197	37,684	39,381	41,135	42,952	44,835	87,805	89,831	91,935	94,123	96,398	
		ア 他 会 計 繰 入 金		3,807	4,824	5,840	7,060	8,330	9,654	11,037	16,583	18,095	19,677	21,335	23,072	
	イ そ の 他		30,909	31,373	31,843	32,321	32,806	33,298	33,797	71,221	71,736	72,258	72,788	73,326		
	収益的支出	2 総 費 用 (D)		37,455	38,865	40,337	41,873	43,477	45,152	46,901	49,246	51,155	53,149	55,233	57,410	
		(1) 営 業 費 用		37,455	38,865	40,337	41,873	43,477	45,152	46,901	48,728	50,637	52,631	54,715	56,892	
		ア 職 員 給 与 費		21,553	22,645	23,792	24,998	26,264	27,595	28,993	30,462	32,005	33,627	35,330	37,120	
		うち退職手当														
		イ そ の 他		15,902	16,220	16,544	16,875	17,213	17,557	17,908	18,266	18,632	19,004	19,384	19,772	
		(2) 営 業 外 費 用									518	518	518	518	518	
		ア 支 払 利 息									518	518	518	518	518	
うち一時借入金利息																
うち資本費平準化債分																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		101								40,500	40,500	40,500	40,500	40,500		
資 本	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)								25,000						
		(1) 地 方 債														
		うち資本費平準化債														
		(2) 他 会 計 補 助 金														
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金									25,000					
	(6) 工 事 負 担 金															
	(7) そ の 他															
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)									25,000	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500
		(1) 建 設 改 良 費									25,000	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500
		うち職員給与費														
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)														
		うち資本費平準化債償還金														
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)										△ 40,500	△ 40,500	△ 40,500	△ 40,500	△ 40,500		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	101											
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	100	100	100	100	100	100	100	182	179	176	173	171
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	2,840	2,668	2,653	2,492	2,342	2,200	2,067	1,942	1,824	1,714	1,610	1,512
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	2,840	2,668	2,653	2,492	2,342	2,200	2,067	1,942	1,824	1,714	1,610	1,512
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		3,807	4,824	5,840	7,060	8,330	9,654	11,037	16,583	18,095	19,677	21,335	23,072
	うち基準内繰入金	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
	うち基準外繰入金	3,567	4,584	5,600	6,820	8,090	9,414	10,797	16,343	17,855	19,437	21,095	22,832
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		3,807	4,824	5,840	7,060	8,330	9,654	11,037	16,583	18,095	19,677	21,335	23,072